

2022度鹿児島大学法文学部 協定校派遣留学生募集要項 (2023年派遣)

鹿児島大学法文学部は、留学（受入れ及び派遣）を推進するため、授業料等を不徴収とする学術交流協定等（学生交流に関する覚書）を締結しています。これらの協定大学との間において留学生交流の一層の充実を図り、相互の教育・研究水準の向上に資するとともに、各国間の相互理解と友好親善を増進するために、下記により協定大学へ留学する学生を募集します。

※ただし、新型コロナウイルス感染症の感染拡大状況により留学が延期または中止となる場合があります。

1. 資格

本学部に在籍し、次の資格全てを有する者（外国人留学生を除く）

- (1) 学業成績が優秀で、人格等に優れている者
- (2) 留学の目的及び計画が明確で、派遣先大学への留学による効果が期待できる者
- (3) 派遣先大学での留学期間終了後、再び本学部に戻り、学業を継続する者
- (4) 派遣先大学が指定する入学資格等を有する者又は相当の入学資格等を有する者
- (5) 指導教員等の推薦を得られる者

2. 留学開始時期と期間

原則として、2023年1月1日から2023年12月31日までに開始する留学を対象とします。原則として、期間は1学期以上1年未満。ただし、1月～4月開始の学期へ申請する場合、協定校の申請締め切り時期によっては応募できない場合があります。

3. 派遣先大学（交流協定校）及び募集人数

別紙のとおり

4. 留学中の在籍身分

「留学」となり、この期間は修業年限に算入されます。

5. 経費

派遣先大学の検定料、入学料及び授業料等は納める必要はありません。その他の経費は自己負担となります。なお、鹿児島大学の授業料等は納めることとなります。

6. 派遣先大学における授業科目の履修単位の取り扱い

本学部が定める規則により、本学部における授業科目の履修により修得したものとみなされることがあります。

7. 申請方法

協定大学へ留学を希望する学生は、別紙のコンタクトパーソンに早めに連絡を取り、事前指導を受けたいうえで、学生係へ次に掲げる書類を期限内に提出してください。

提出期限：8月9日（火）17時

- (1) 鹿児島大学法文学部部局間協定校派遣留学申込書（様式1）
- (2) 留学希望理由書（様式2）
- (3) 担任教員等による承認書（様式3）
- (4) 本学の成績証明書
- (5) TOEFL、TOEIC、IELTS、実用英語技能検定、ドイツ語技能検定、実用フランス語技能検定、中国語検定、ハングル能力検定、韓国語能力試験等の成績証明書の写し

8. 奨学金

協定校派遣留学生に選考された学生は、日本学生支援機構の海外留学支援制度の派遣留学生候補者として推薦されることがあります。ただし、推薦者がすべて採用されるとは限りません。

9. 手続き

鹿児島大学法文学部協定校派遣留学生に選考された学生は、指導教員やコンタクトパーソン、学生係、グローバルセンター教員、国際事業課スタッフ等と相談しながら派遣先大学に入学するための必要書類を準備することになります。また、「鹿児島大学法文学部協定校派遣留学制度による誓約書」及び、その他の提出書類（留学願等）もあります。具体的な手続きは後日、各協定校派遣留学生へお知らせします。

なお、日本学生支援機構による海外留学支援制度（協定派遣）の派遣留学生として採用が決定した学生は、上記の手続きの他に揃える書類があります。詳しくは後日、該当する派遣留学生へお知らせします。

10. 報告書等の提出

派遣先大学での留学が終了した学生は、帰国後1か月以内に速やかに短期派遣留学に関する報告書（別紙様式5）と派遣先大学での成績証明書を学生係へ提出してください。

11. 事前・事後学習

派遣留学生は、原則として事前学習「派遣留学Ⅰ」、「留学生のための異文化理解」、事後学習「派遣留学Ⅱ」（共通教育科目）を履修し、帰国後に留学報告発表を行うこととします。

12. 留学の相談等

留学に関する相談や質問は、コンタクトパーソン、学生係にお尋ねください。また、グローバルセンター教員や留学生係への相談もできます。グローバルセンター教員、留学生係への[相談の予約はこちら](#)。

13. その他

鹿児島大学には、本募集要項による部局間学術交流協定による留学制度以外に、大学間学術交流協定による留学制度もあります。両制度の留学先や手続きの違いによく注意して申請してください。大学間学術交流協定による留学制度については、学生係か上記の留学生係にお尋ねください。